

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案（概要）

1．改正の趣旨

現状、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数として保育教諭等だけでなく直接従事する職員数に算入することができる副園長又は教頭は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型基準」という。）第5条第3項の表中備考第1号）。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行後5年間（令和元年度末まで）は、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者で良いこととする特例を設けている（幼保連携型基準附則第3条）。これは、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた人材の不足状況を踏まえて経過措置を講じているものである。

保育士として勤務するためには、保育士資格を有する者（（ ）都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者又は（ ）保育士として必要な知識及び技能について都道府県知事の行う保育士試験に合格した者）が、都道府県知事による保育士登録簿への登録を受けなければならない（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6、第18条の8及び第18条の18）。

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等々の資格要件については、幼稚園教諭免許状及び保育士の登録を要する原則（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第15条第1項及び第4項）としつつ、両資格を有する人材の不足状況を踏まえて、一部改正法の施行後5年間（令和元年度末まで）は、いずれか一方で良いとする特例（一部改正法附則第5条第1項及び第2項）を設けていたところ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）により、当該特例を一部改正法の施行後5年間から10年間に延長した（令和2年4月1日施行予定）。

幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を引き続き促進するとともに、既設の幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とするため、幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けている副園長又は教頭を引き続き幼保連携型基準上必要な員数に算入できるよう、所要の改正を行う。

2．改正内容

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例（幼保連携型基準附則第3条）の期限を5年間延長し、令和6年度末までとする（同条中「五年間」を「十年間」に改める。）。

3．根拠条文

認定こども園法第13条第2項

4．施行期日等

公布日：令和元年10月上旬頃（予定）

施行日：令和2年4月1日